適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル

～ e-Taxソフト(WEB版)ver. ～

〈税理士の代理送信版〉

令和３年11月

国税庁 軽減税率・インボイス制度対応室

1　e-Taxソフト(WEB版)利用フローチャート

e-Taxソフト(WEB版)を利用し、税理士が関与先の「適格請求書発行事業者の登録申請書」（以下「登録申請データ」といいます。）の代理送信を行う場合の手順は下図のとおりです。

登録申請データの作成・送信

- **インボイス制度特設サイト**（Ｐ４①～Ｐ５①）
- **ログイン（税理士の利用者識別番号等）**（Ｐ６②～Ｐ７④の参考）
- **登録申請データの作成（代理送信対象者）**
  - **作成手続の選択**（Ｐ７⑤～Ｐ８⑦）
  - **関与先（代理送信対象者）情報の入力**（Ｐ８⑧～Ｐ９⑩）
  - **氏名・納税地等の入力**（Ｐ９⑪～Ｐ10⑫）
  - **事業者区分の選択**（Ｐ10⑬）
  - **詳細の入力**（Ｐ10⑭～Ｐ12⑱）
  - **e-Tax(電子データ)での受領希望の選択**（Ｐ12⑲）
  - **公表申出事項の入力**（Ｐ12⑳の参考）
- **電子署名（税理士の電子証明書）の付与・送信**（Ｐ13㉑～Ｐ16㉙）
- **即時通知、受信通知の確認**（Ｐ17㉚～Ｐ17㉛）

登録通知データの格納について（Ｐ18）

2　e-Taxソフト(WEB版)のご利用に当たって

(1)　e-Taxソフト(WEB版)でできること

e-Taxソフト(WEB版)を利用することで「登録申請データ」の「作成」、「送信」及び「登録通知データ(適格請求書発行事業者として登録後に登録番号や氏名等の公表情報が記載された通知書)の内容確認」(※)の登録申請に関する手続の全てをe-Taxで行うことができます。

なお、登録申請データは、**画面遷移に従って入力していくことで、自動で入力に必要な項目のみが表示されますので、誤りのない登録申請データの作成が可能**です。

ただし、代理送信に当たっては、日税連発行の「電子証明書」が必要となります。
その他、税理士本人の利用者識別番号、暗証番号、ICカードリーダライタ及び関与先の利用者識別番号が必要です。

※　登録通知データをe-Taxソフト(WEB版)で確認するためには、登録申請データ作成時に登録通知をe-Tax(電子データ)で受領することを希望する必要があります。

(2)　作成可能手続

e-Taxソフト(WEB版)では、以下の手続が作成可能です。

手 続 名
適格請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用)
適格請求書発行事業者の登録申請書(国外事業者用)
適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
適格請求書発行事業者の公表事項公表(変更)申出書

なお、登録申請データの作成・送信と同時に、

・　「消費税課税事業者選択届出書」
　(免税事業者の方が、令和５年10月２日以降を登録年月日として選択する場合)

・　「消費税簡易課税制度選択届出書」
　(消費税額の計算方法について簡易課税制度を選択する場合)

の作成・送信をお考えの場合、e-Taxソフト(WEB版)では、作成・送信ができませんので、別途、e-Taxソフト等での作成・送信が必要になりますのでご注意ください。

(3) 利用可能時間

月曜日～金曜日	24時間
休祝日の翌稼働日、毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日	8時30分～24時
休祝日、12月29日～1月3日	休止

詳細は、「e-Taxの運転状況・利用可能時間」をご確認ください。

(4) 推奨環境

e-Taxソフト(WEB版)は、以下のＯＳ／ブラウザを推奨環境(国税庁において動作を確認した環境)としています。

Windowsをご利用の方

OS	ブラウザ	PDF閲覧
Microsoft Windows 8.1 ※ 「デスクトップモード」の場合に限ります。	Microsoft Internet Explorer 11	Adobe Acrobat Reader DC
	Microsoft Edge (Chromium)	
	Google Chrome	
Microsoft Windows 10	Microsoft Internet Explorer 11	
	Microsoft Edge (Chromium)	
	Google Chrome	

Macintoshをご利用の方

OS	ブラウザ	PDF閲覧
mac OS 10.13(High Sierra)	Safari 13.1	Adobe Acrobat Reader DC
mac OS 10.14(Mojave)	Safari 14.0	
mac OS 10.15(Catalina)		
mac OS 11(Big Sur)		

上記ＯＳ／ブラウザを利用した場合であっても、端末によっては、一部動作に制約がある場合や、正しく動作しない可能性があります。特に画面の描画崩れは一部の機種で発生する場合があります。

また、ご利用の端末のＯＳバージョン、ブラウザ等の確認方法は機種により操作が異なりますので、各メーカーへお問い合わせください。

詳細は、「利用環境の確認」をご確認ください。

(5) ご利用に当たっての注意事項

① ブラウザの「戻る」ボタン、「更新」ボタンを使用すると、入力内容が消えてしまうおそれがありますので、ブラウザのボタンは使用せず、必ず画面内のボタン、リンクをご使用ください。

② ログアウトを行わずにタブ(ブラウザ)を閉じる(ブラウザの×をクリックする。)と、再度ログインしようとした際に、二重ログインエラーが表示されログインできなくなる場合があります。そのため、操作を終了する場合は、必ず画面上の「ログアウト」ボタンをクリックしてください。

3　登録申請データの作成・送信

税理士が次の個人事業者の登録申請データの代理送信を行うこととした場合の画面の動きは次のとおりとなります。

(注)　個人事業者の代理送信を行う場合に表示される画面がメインとなりますが、法人の代理送信を行う場合の画面の動きもほとんど同様です(法人の方の場合、代表者氏名や法人番号など入力が必要な項目があります。)。

氏　　名：国税　太郎(コクゼイ　タロウ)	事業者区分：免税事業者
生年月日：昭和55年12月31日	消費税法違反：該当なし
住　　所：東京都千代田区霞が関３－１－１	登録通知：e-Tax(電子データ)による受け取りを希望
事業内容：小売業	
電話番号：03-3581-4161	

<画面説明の凡例>

使用項目	説明
	次の画面に進むための必要なボタン等を示したもの。
	入力・選択・チェック等が必要な項目を示したもの。
	青枠のうち、自動表示(別画面での入力情報を反映)される項目を示したもの。
	入力は任意であるが、便利機能として示したもの。
	表示項目の説明事項を示したもの。
	画面遷移における参考事項を示したもの。

①　国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」(※)の「申請手続」（次ページ参照）クリック後に [e-Taxソフト(WEB版)へ]をクリックします。

※　「インボイス制度特設サイト」には、上記のほか、インボイス制度の概要、説明会の案内及びFAQ等を掲載しています。

「申請手続」画面

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

読み上げる

本文へ ▸ English ▸ 文字拡大・読み上げ ▸ 利用者別に調べる ▸ サイトマップ

ホーム | 税の情報・手続・用紙 | 刊行物等 | 法令等 | お知らせ | 国税庁等について

ホーム / 税の情報・手続・用紙 / 税について調べる / 税目別情報 / 消費税 / 消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度） / 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度） / 申請手続

申請手続

インボイス制度の開始に伴い、事業者の方が適格請求書（インボイス）を交付するためには、納税地を所轄する税務署長に対して登録申請書を提出し、適格請求書発行事業者になる必要があります。
税務署における審査を経て、適格請求書発行事業者として登録された場合、「登録通知書」（登録番号や公表情報等が記載されています。）を送付します。

e-Taxによる登録申請手続

登録申請手続等は、「e-Taxソフト」のほか、パソコンを利用して申請する「e-Taxソフト(WEB版)」及びスマートフォンやタブレットを利用して申請する「e-Taxソフト(SP版)」により行うことができます。
「e-Taxソフト(WEB版)」及び「e-Taxソフト(SP版)」による申請については、画面に表示された質問に回答していくことで、入力漏れ等がなく、スムーズに申請データを作成することができる「問答形式」を採用していますので、ぜひ、e-Taxをご利用ください！
詳細は、「登録申請手続におけるe-Tax対応の概要/PDF328KB」をご確認ください。

【事前に準備が必要なもの】
○ 電子証明書（マイナンバーカード等）
○ 利用者識別番号等(※)
※ 「e-Taxソフト(WEB版)」及び「e-Taxソフト(SP版)」で取得することも可能です。

【「e-Taxソフト(WEB版
「e-Taxソフト(WEB版 手続を行う場合は、以下のリンクからご利用できます。

クリックしてください。

e-Taxソフト(WEB版)へ　e-Taxソフト(SP版)へ

※ e-Taxソフト（SP版）は、国内の個人事業者の方のみご利用できます。

【操作マニュアル】
「e-Taxソフト(WEB版)」及び「e-Taxソフト(SP版)」を利用した場合の操作方法等は以下のマニュアルをご確認ください。

（事業者自身で登録申請を行う場合）
- 適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル（e-Taxソフト(WEB版)）(PDF/5,201KB)
- 適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル（e-Taxソフト(SP版)）(PDF/6,186KB)

※ 個人事業者の方へ
Web-TAX-TVの「適格請求書発行事業者の登録申請はe-Taxで！」でe-Taxソフト(SP版)（スマホ版）を実際に操作し、登録申請手続を行った場合の動画を掲載していますのでご覧ください（約17分）。

（税理士の方が代理送信を行う場合）
- 適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル～e-Taxソフト(WEB版)ver.～<税理士の代理送信版>(PDF/3,604KB)

税理士の方が代理送信される場合のマニュアルを掲載

（参考） メールアドレスの登録方法
登録申請時にe-Tax（電子データ）による登録通知を希望された場合は、「送信結果・お知らせ」の「通知書等一覧」に登録通知データが格納されることとなります。
事前にメールアドレスを登録（最大３つ登録が可能）しておくことで、「送信結果・お知らせ」の「通知書等一覧」に格納時に格納されたことをお知らせするメールを通知しますので、事前に登録することをお勧めします。
- メールアドレス登録方法（PDF/1,911KB）

メールアドレスの登録方法のマニュアルを掲載

登録申請手続のe-Taxに関するよくある質問

登録申請手続に関するよくある質問については、以下をご確認ください。

【事業者の方向け】
- 登録申請手続のe-Taxに関するよくある質問（PDF/550KB）

【税理士の方向け】
- e-Taxソフト(WEB版)を利用した代理送信に関するよくある質問（PDF/564KB）

税理士の方が代理送信される際のよくある質問を掲載

電子データによる登録通知

e-Taxで登録申請された方は、「登録通知書」を電子データで受領することができます。電子データで登録通知を希望される方は、「e-Taxソフト(WEB版)」又は「e-Taxソフト(SP版)」での登録申請時に「電子データで受け取りを希望するか」の質問が表示されますので、「希望する」を選択してください（「e-Taxソフト」の場合、申請様式上の希望欄で「希望する」を選択してください。）。
「登録通知書」には、令和５年10月以降、インボイスに記載が必要な「登録番号」を記載しており、紛失防止等の観点から電子データで受け取ることをお勧めしております。
電子データで登録通知書を受け取るメリットの詳細については以下のリーフレットをご参照ください。

【マニュアル】
登録通知をe-Tax（電子データ）で受領することを希望された場合、税務署からの登録通知データの格納後、確認していただくこととなりますが、確認に当たっては、以下のマニュアルによりご参照ください。
- 登録通知データ確認マニュアル(PDF/1,568KB)

※ 確認方法は、e-Taxソフト

【リーフレット】
- 「データ」で受け取ると「書
- 「データ」で受け取るとみな

登録通知データを確認する際のマニュアルを掲載

Ｐ６以降の画面操作におけるお問い合わせについては、次の窓口で受け付けています。

<e-Taxソフト等の事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方に関するお問い合わせ>

○ **e-Tax・作成コーナーヘルプデスク**
電話番号 0570-01-5901（ナビダイヤル(有料)）
受付時間 9:00～17:00（土日祝及び年末年始を除く。）

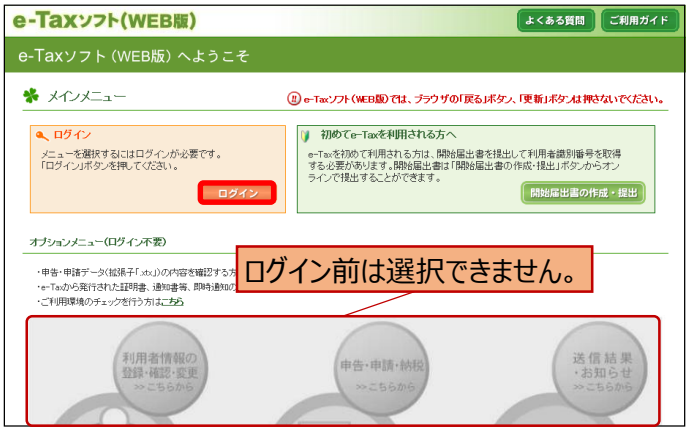

② e-Taxソフト(WEB版)のトップ画面が表示されます。

[ログイン]をクリックします。

(参考) 関与先が利用者識別番号を持っていない場合

[開始届出書の作成・提出]をクリックし、利用者識別番号等の取得を行ってください。

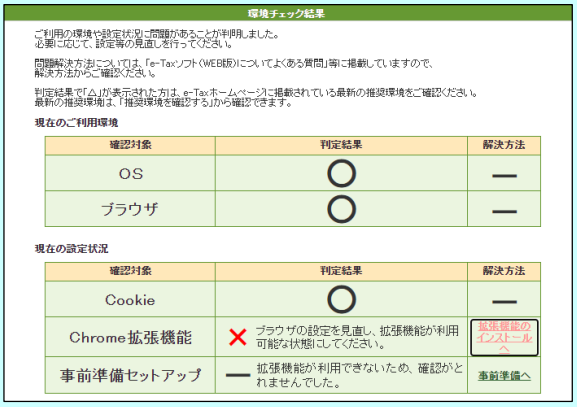

(参考) 推奨環境チェック

e-Taxソフト(WEB版)のトップ画面を表示する前に利用端末が推奨環境等を満たしているかどうかを自動でチェックし、チェック結果を「○」「×」等で表示されます。

「×」が表示された場合は[解決方法]をクリックし、必要な設定を行うことでe-Taxソフト(WEB版)の利用に適した環境とすることができます。

③ ログイン画面が表示されます。

税理士本人の[利用者識別番号]及び[暗証番号]を入力し、[ログイン]をクリックします。

④ e-Taxソフト(WEB版)のトップ画面に戻ります。

[申告・申請・納税]が選択できるようになるのでクリックします。

(参考) 利用者情報登録を行っていない場合、④のログイン時に [申告・申請・納税]メニューが選択できないため、まず、利用者情報の登録を行う必要があります。

「氏名等」の登録について
税理士本人の情報の登録が必要となります。
[税理士等]については、[該当する]を選択してください。

「電子証明書」の登録について
税理士本人の電子証明書の登録を行ってください。
行っていない状態で作業を進めると⑥の画面でエラーメッセージが表示され、作業を行うことができなくなります。

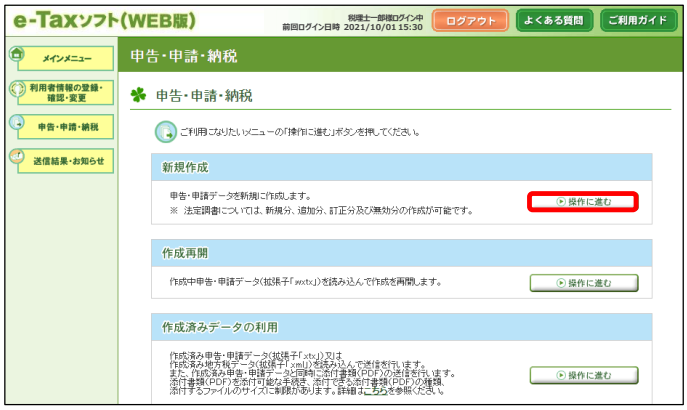

⑤ 申告・申請・納税の画面が表示されます。
「新規作成」の[操作に進む]をクリックします。

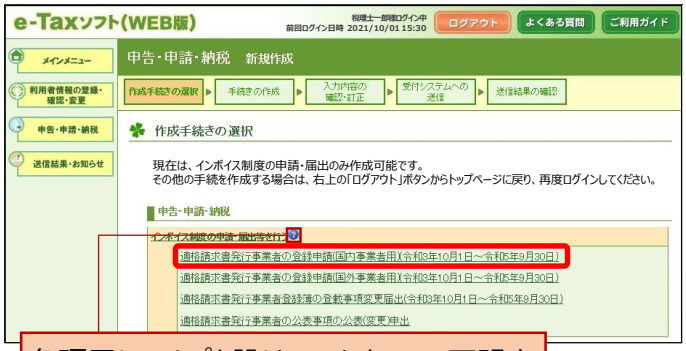

各項目にヘルプを設けていますので、不明点はその都度、確認することができます。

⑥ 作成手続の選択画面が表示されます。
[適格請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用)(令和３年10月１日～令和５年９月30日)]をクリックします。

(参考) インボイス制度特設サイト以外からe-Taxソフト(WEB版)を利用した場合
インボイス制度以外の手続も表示されますが、表示される手続に違いがあるだけで、以降の操作に違いなどは生じません。

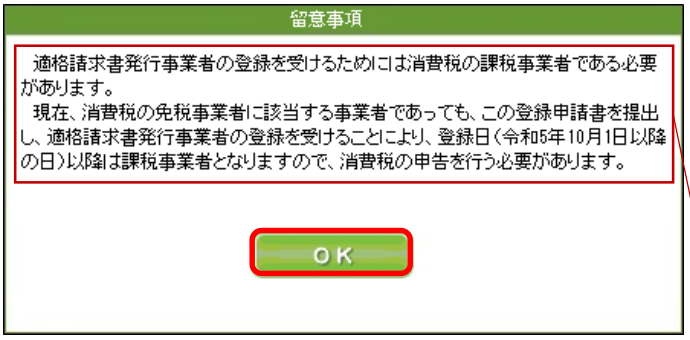

⑦　作成前に留意事項としてメッセージが表示されます。

内容を確認し、[OK]をクリックします(申請時点で免税事業者の方は確認が必要です。)。

適格請求書発行事業者になるためには、課税事業者である必要があり、現在、免税事業者であっても、登録を受けることによりインボイス制度開始後は、消費税の申告が必要になることを表示しています。

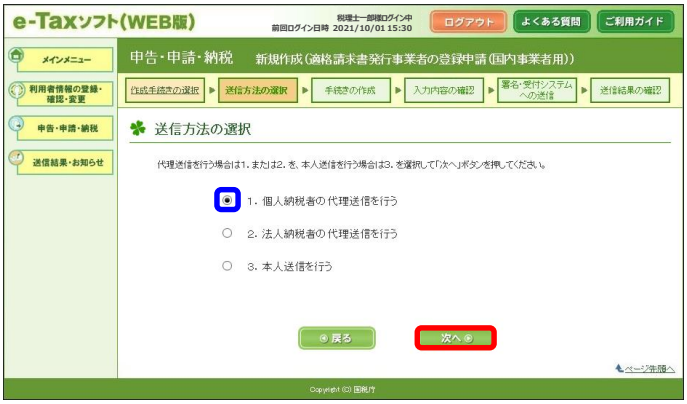

⑧　作成方法の選択画面が表示されます。

[１．個人納税者の代理送信を行う] を選択し、[次へ]をクリックします。

[３．本人送信を行う]を選択することで、税理士本人の登録申請手続を行うこともできます。

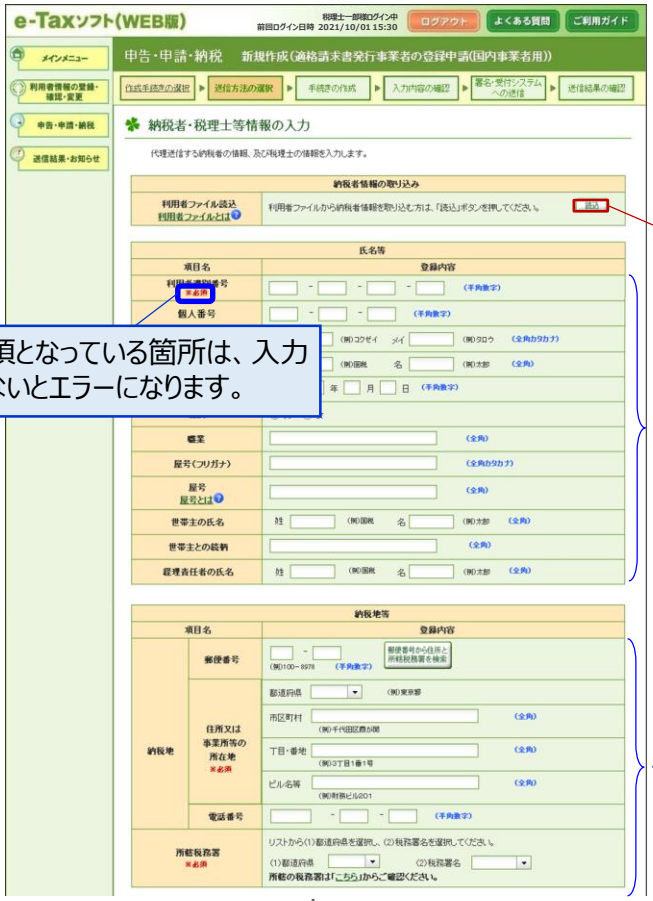

⑨　関与先情報の入力画面が表示されます。

必要事項の入力を行い、[次へ]をクリックします。

もし、別のソフトで利用者ファイルを作成されている場合は、このボタンから利用者ファイルを読み込むことで情報の反映を行うことができます。

必須となっている箇所は、入力がないとエラーになります。

入力が必要な箇所です。

⋮

（次画面に続く）

（前画面からの続き）

⋮

納税者・税理士等情報で入力した情報が初期表示されます。

登録した情報は、保存することもできます。

⑩　帳票入力画面が表示されます。
[作成]をクリックします。

関与先が個人事業者の場合、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書」を提出することで公表情報に「屋号」等を加えることが可能であるため、登録申請データと同時に作成・送信できるようになっています。

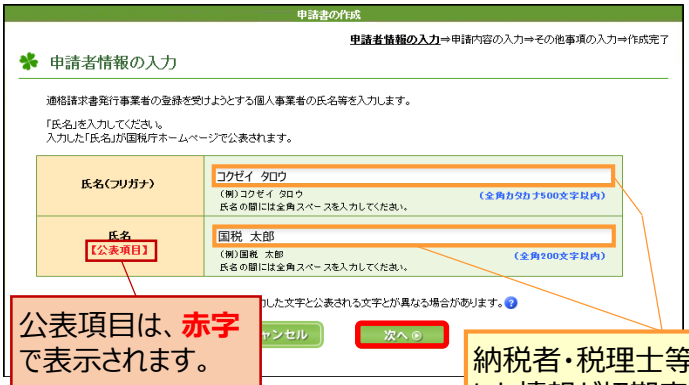

⑪　「氏名」の入力画面が表示されます。
「氏名」及び「フリガナ」に表示された内容を確認のうえ、誤りがなければ、[次へ]をクリックします。

公表項目は、**赤字**で表示されます。

納税者・税理士等情報で入力した情報が初期表示されます。

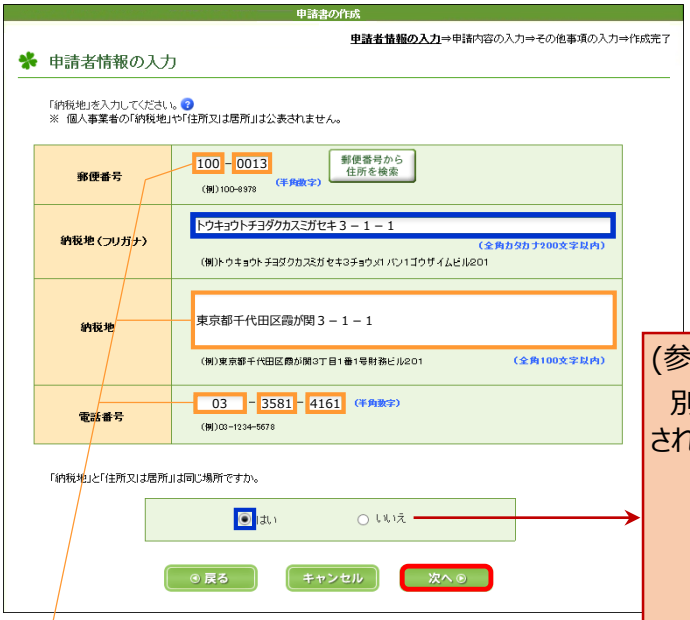

納税者・税理士等情報で入力した情報が初期表示されます。

⑫ 「納税地」の入力画面が表示されます。

「郵便番号」、「納税地」及び「電話番号」に表示された内容を確認するとともに、[納税地(フリガナ)]を入力、「『納税地』と『住所又は居所』は同じ場所ですか。」を[はい]を選択し、[次へ]をクリックします。

(参考) [いいえ]を選択する場合

別画面で「住所又は居所」を入力する画面が表示されるため、各項目を入力してください。

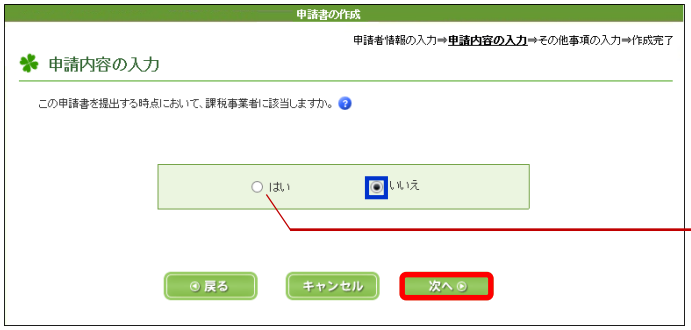

⑬ 申請時点において課税事業者かどうかを選択する画面が表示されます。

免税事業者であるため[いいえ]を選択し、[次へ]をクリックします。

(参考) 申請時点で課税事業者である場合

[はい]を選択し、[次へ]をクリックすると⑰の画面が表示されます。

⑭ 免税事業者が登録を受けることにより、発生する義務などの確認事項が表示されます。

確認後、確認欄に☑し、[次へ]をクリックします。

・消費税の申告を行う必要がある
・申告は令和５年10月を含む課税期間から必要
・適格請求書発行事業者となった場合に免税事業者の規定の適用はないこと

の旨の説明が表示されています(全てチェックしないと次画面に遷移できません。) 。

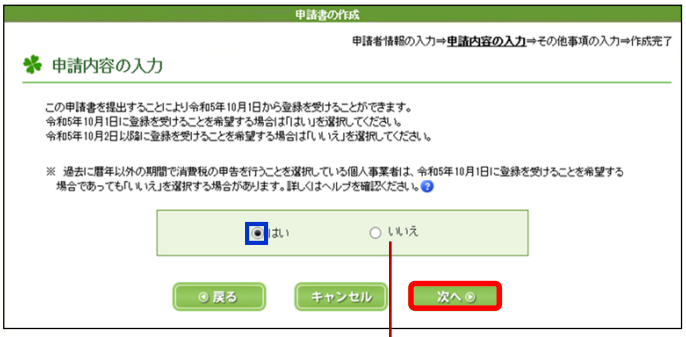

⑮　令和５年10月１日から登録を受けるかどうかの確認画面が表示されます。

[はい]を選択し、[次へ]をクリックします。

(参考)　[いいえ]を選択する場合

「登録開始日に関する説明」が表示されますので、「課税期間の初日入力画面」を入力します。

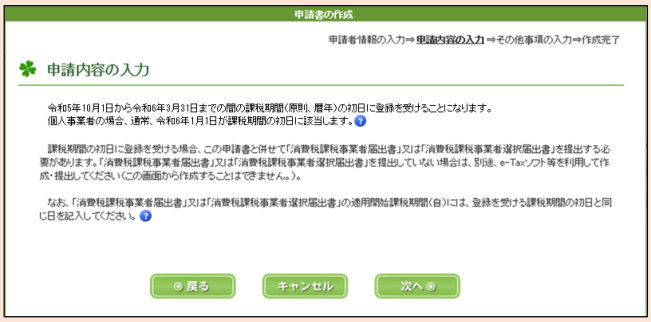

・個人事業者の場合、原則、令和６年１月１日が登録日となる

・課税事業者選択届出書の提出が必要になる場合

などの説明が表示されます。

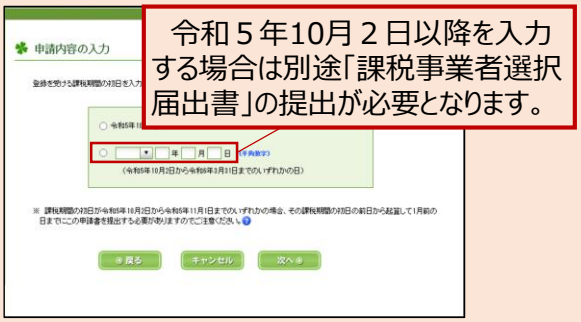

・左記説明を踏まえ、登録を受ける「課税期間の初日」の入力します。

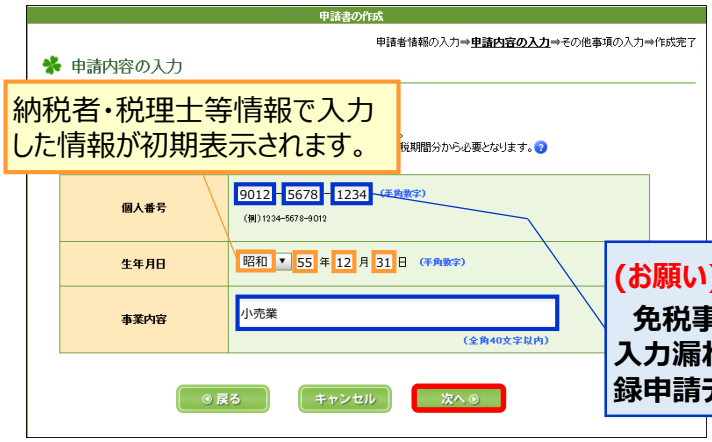

⑯　免税事業者が申請する際に入力が必要な画面が表示されます。

表示された「生年月日」を確認、[個人番号]及び[事業内容]を入力し、[次へ]をクリックします。

(お願い) 個人番号の入力について

免税事業者の方は、個人番号の入力が必要ですので、入力漏れがないようご注意ください(入力がない場合は登録申請データの処理に時間を要することもあります。)。

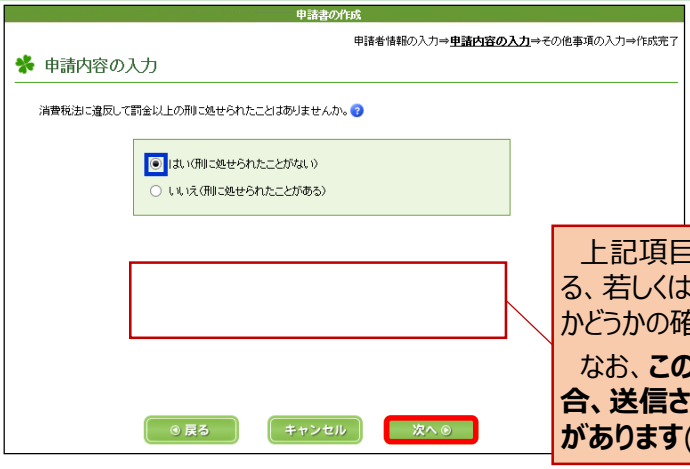

⑰　消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことがあるかどうかの確認画面が表示されます。

[はい]を選択して、[次へ]をクリックします。

上記項目で[いいえ]を選択した場合には、刑の執行が終わる、若しくは、執行を受けることがなくなって２年を経過しているかどうかの確認メッセージが表示されます。

なお、**この画面における選択がいずれも[いいえ]となった場合、送信された登録申請データに係る登録は拒否されることがあります**([次へ]クリック時にメッセージが表示されます。)。

⑱　「その他事項の入力」画面が表示されます。
　参考として入力すべき事項があれば、入力した上で[次へ]をクリックします。
　なければ空欄のまま、[次へ]をクリックします。

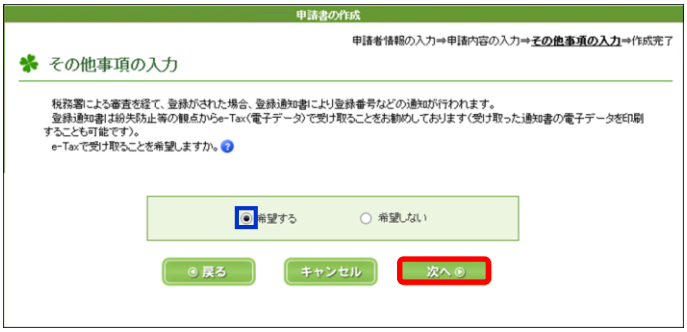

⑲　登録通知データの受領方法について電子データで受け取るかどうかの希望の確認画面が表示されます。
　[希望する]を選択し、[次へ]をクリックします。

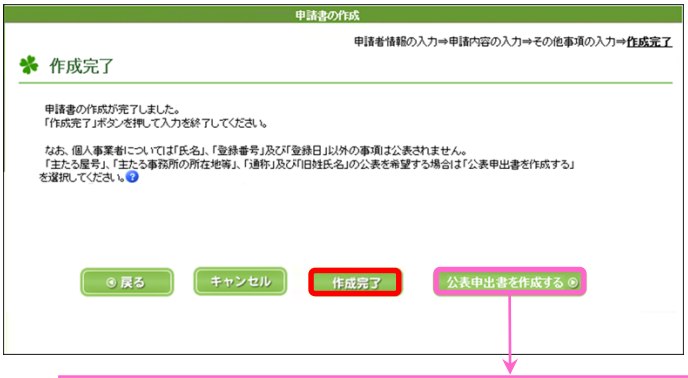

⑳　登録申請データの作成完了画面が表示されます。
　[作成完了]をクリックします。

(参考)　[公表申出書を作成する]を選択した場合
　[公表申出書を作成する]クリック後に、「主たる屋号」や「主たる事務所の所在地等」などを入力する画面が表示されます。

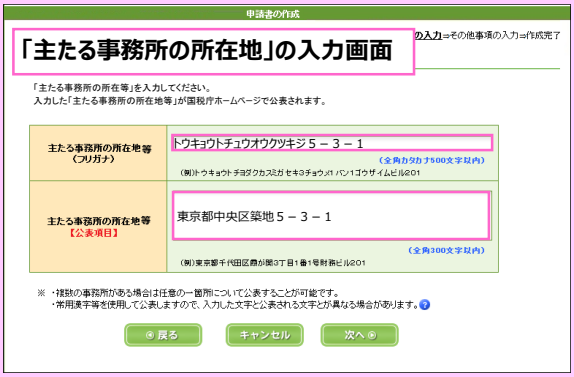

㉑　⑩の画面に戻ります。
「次へ」が選択できますので、[次へ] をクリックします。

(参考)　税務代理権限証書を添付する場合

e-Taxソフト(WEB版)では税務代理権限証書の作成はできないため、e-Taxソフト等で作成した税務代理権限証書をe-Taxソフト(WEB版) に添付してください。

以下の画面は、e-Taxソフトで作成し、e-Taxソフト(WEB版)に添付するための手順の概要です。
（概要になりますので、一部表示画面を省略している箇所もあります。）

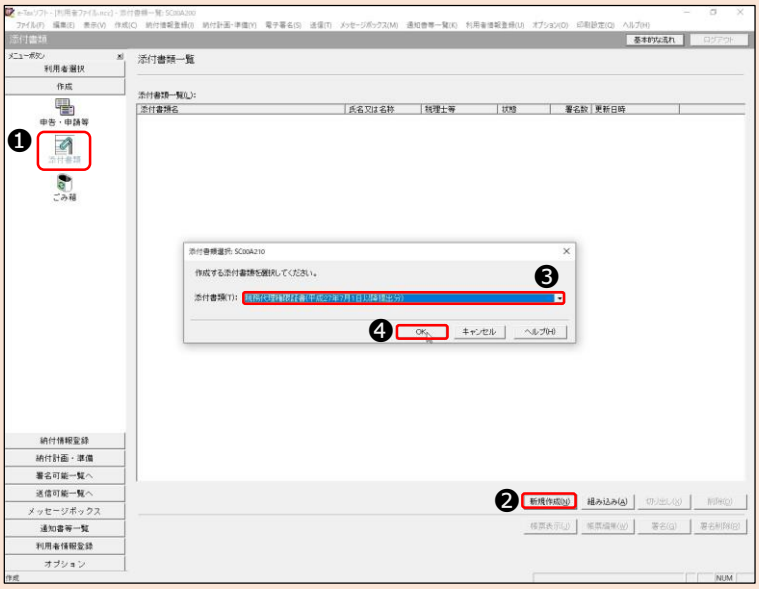

e-Taxソフトにログイン後、

❶「添付書類」
↓
❷「新規作成」
↓
❸「添付書類 税務代理権限証書」
↓
❹「OK」

の順にクリックすることで、税務代理権限証書が表示されます。

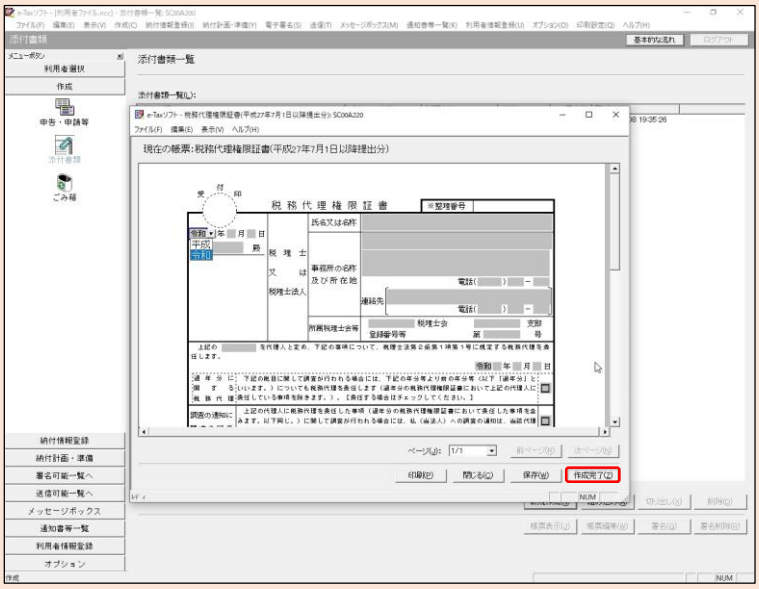

税務代理権限証書の作成を行い、「作成完了」をクリックします。

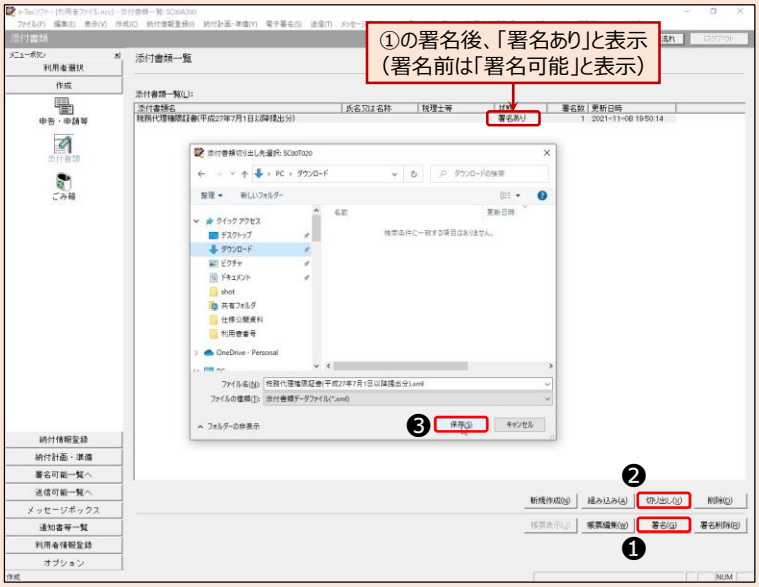

税務代理権限証書の作成が完了したら、

❶「署名」
（クリック後の画面案内に従い税理士の電子証明書を用いて電子署名を実施）
↓
❷「切り出し」
↓
❸「保存」
（切り出したデータを保存場所を指定）

を行うことで、xml形式データの切り出しを行うことが可能です。

e-Taxソフト(WEB版)の画面に戻り、[追加]をクリックします。

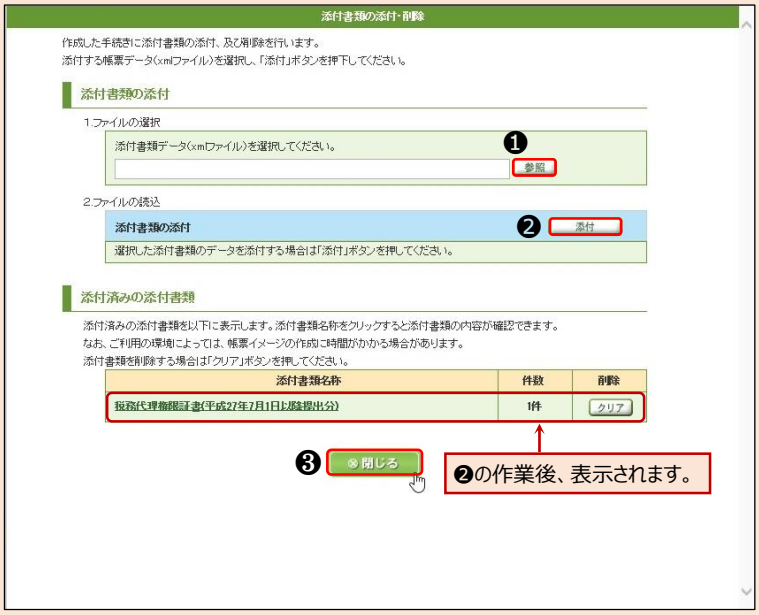

添付書類の添付・削除画面が表示されるため、

❶「参照」
（e-Taxソフトで作成し、切り出したファイルの保存先を指定）
↓
❷「添付」
↓
❸「閉じる」

を行うことでe-Taxソフトで作成した税務代理権限証書の添付が完了します。

㉒　作成した帳票の一覧が表示されます。
内容を確認し、[次へ]をクリックします。

(参考) 作成イメージの確認

[帳票表示]をクリックすることで確認できます。

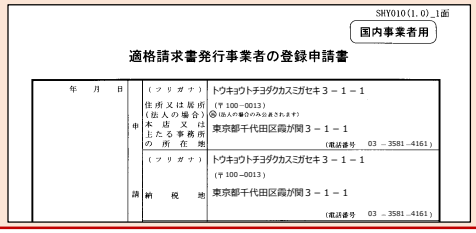

㉓　電子署名の付与の画面が表示されます。
[電子署名の付与]をクリックします。

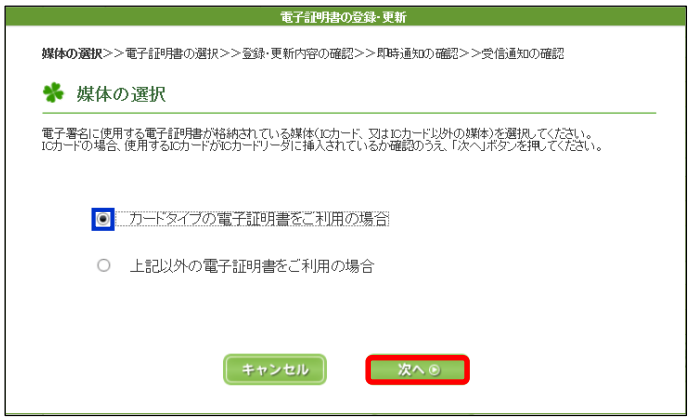

㉔　電子署名を付与するための媒体の選択画面が表示されます。
[カードタイプの電子証明書をご利用の場合]を選択し、[次へ]をクリックします。

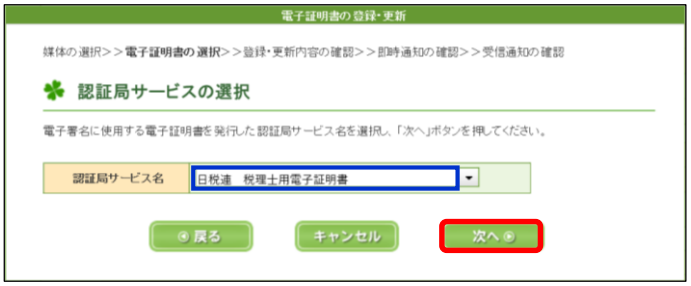

㉕　認証局サービスを選択する画面が表示されます。
カードリーダライタにカードをセットした上で、[日税連　税理士用電子証明書]を選択し、[次へ]をクリックします。

㉖　電子証明書の確認画面が表示されます。
　内容を確認し、問題なければ[電子署名の付与]をクリックします。

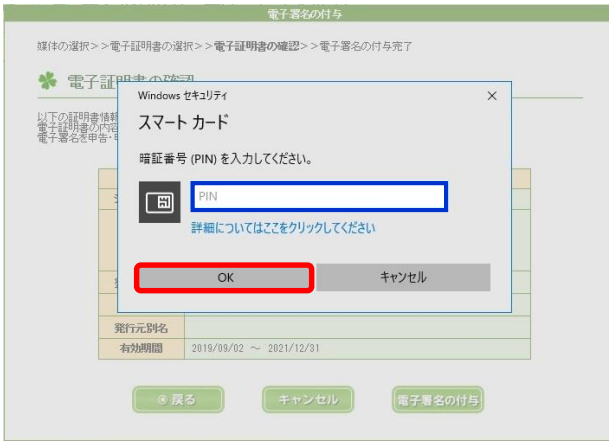

㉗　暗証番号(PIN)の入力画面が表示されます。
　[暗証番号（PIN）]を入力し、[OK]をクリックします。

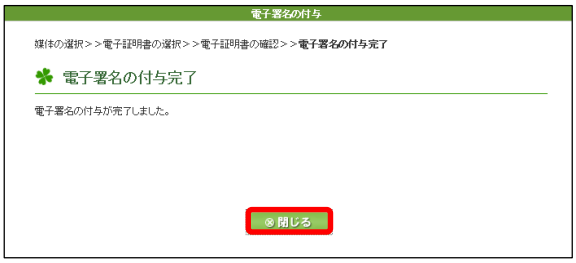

㉘　電子署名の付与が完了したことを表示する画面が表示されます。
　[閉じる]をクリックしてください。

㉙　電子署名の付与が完了すると、㉓の画面に戻ります。
　「電子署名」欄が「署名済」に変わるとともに「送信」が選択可能となるため、[送信]をクリックします。

㉚ 送信が完了すると、即時通知が表示されます。

即時通知の状況は、登録申請データの審査を行っているため、[受信通知の確認]をクリックします。

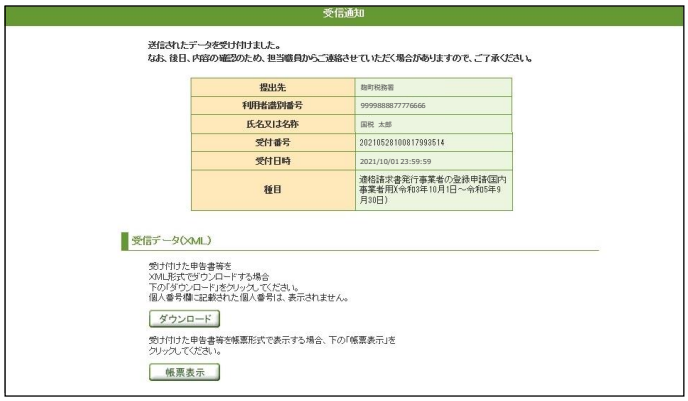

㉛ 「受信通知」が確認できれば、登録申請データの作成・送信が完了となります。

登録通知データについて

送信された登録申請データについては、関与先の所轄税務署において登録申請処理が行われます。

登録申請処理後（約２週間程度）、登録通知が関与先の所轄税務署から通知されることとなりますが、⑲の画面において登録通知データを「e-Tax（電子データ）で受け取ることを希望する」を選択された場合には、登録通知データが関与先の「送信結果・お知らせ」内の「通知書等一覧」に格納されます。

＜登録通知データの格納された場合のお知らせ＞

登録通知データは、関与先の「送信結果・お知らせ」内の「通知書等一覧」に格納されますが、事前に「メールアドレス」等を登録していただくことで、登録通知データが格納された段階で、登録していただいたメールアドレス宛にお知らせメールを送信しますので、登録通知の内容をすぐに確認いただくことができます。

ただし、メールアドレスの登録は、関与先の利用者識別番号に関連付けされている利用者情報での登録が必要となりますので、登録通知データが処理されるまでに登録作業をお願いします（税理士の利用者識別番号に関連付けされている利用者情報の登録ではありませんのでご注意ください。）。

（メールアドレス等の登録でできること）

- メールアドレスは**最大３つまで登録**することができます。
- お知らせメールに表示する**宛先を登録**することができます。

【メールアドレスの登録方法】

「インボイス制度特設サイト」の「申請手続」内の「メールアドレス・宛名登録マニュアル」をご参照ください。

＜登録通知データの確認＞

格納された登録通知データは、関与先の「送信結果・お知らせ」内の「通知書等一覧」に格納されます（登録通知データの確認には、関与先の利用者識別番号及び暗証番号が必要になります。）。

なお、登録通知データの確認に当たっては、**マイナンバーカード等の電子証明書とパスワードによる認証は不要**です。

（登録通知データの確認でできること）

- 登録通知データの確認、印刷及びPDF形式での保存などを行うことができます。
- 登録通知データが改ざんされていないことが確認可能なデータ形式（XML形式）でのダウンロードを行うことができます。

【登録通知データの確認方法】

「インボイス制度特設サイト」の「申請手続」内の「登録通知データ確認マニュアル」をご参照ください。